

## 薬局で

# マイナ保険証利用のメリット

1 お薬情報や特定健診を  
薬剤師と共有して  
**重複投与の防止や  
飲み合わせチェックが可能に**

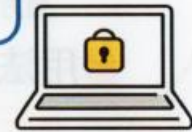
2 データ連携で  
確定申告の医療費控除で  
**手続きがより簡単に**  
医療費の領収書がなくても、マイナポータルで  
医療費通知情報を取得できます。

3 手続きなしで  
限度額を超える  
**一時的な支払いが不要に**  
限度額適用認定証がなくても、高額医療費制度における  
限度額を超える支払いが免除されます。

4 退職・転職、引越しをしても  
**健康保険証としてずっと使える**  
医療保険者が変わる場合は加入の届け出は必要  
です。

5 マイナポータルで自分の  
**特定健診やお薬の履歴を  
いつでも確認**  
健康管理に役立ちます。

医療情報以外の  
マイナンバーカード情報を  
取り扱うことはありません



## マイナ保険証は災害時にも活用！

お薬手帳・保険証がなくてもお薬情報が分かって安心！

令和6年能登半島地震で、災害時モードを利用して  
薬剤情報等が活用されました。



吸入薬を使用していたという薬だったか忘れて  
しまいましたが、同じ薬を再開できて安心しました。

普段、当薬局を利用していない患者さんについても  
正確な情報を入手できました。



### 災害時モードとは

- 地震等の災害発生時に、災害救助法適用地域等に時限的に解放される機能です。
- **マイナンバーカードや健康保険証、お薬手帳を持参できない場合でも、氏名、生年月日、住所等で、医療者が薬剤/診療情報・特定健診等情報を閲覧することができます。**

本機能は石川県や富山県の二次避難先の地域も含め2/1までに約22,000件活用されました。

# マイナンバーカードの健康保険証利用 診療/薬剤情報・特定健診等情報 について

マイナ保険証で受付をして患者ご本人が同意をすれば、薬剤師があなたの  
診療/薬剤情報・特定健診等情報を閲覧することが可能になりました。

## 薬剤情報って？

過去に医療機関で投与されたお薬、  
薬局で受け取ったお薬の情報です。

薬剤師が閲覧できる情報

- **医療機関名・薬局名**  
どこで処方・調剤されたか
- **調剤年月日**  
いつ調剤されたか
- **医薬品名・成分名**  
処方された薬の名前
- **用法・用量**

## 診療情報って？

医療機関を受診した際の  
診療の情報です。

薬剤師が閲覧できる情報

- **受診歴**  
受診した病院・年月
- **診療年月日**  
いつ受診したか
- **入外等区分**  
入院した？外来だった？
- **診療行為名**  
どんな診療を受けたか
- **手術情報**  
どんな手術、移植・輸血をしたか

## 特定健診情報って？

40～74歳までの方を対象に、  
メタボリックシンドロームに着目して  
行われる健診結果の情報です。

薬剤師が閲覧できる情報

- **検査値**  
血液検査、尿検査、血圧など
- **質問票の情報**  
服薬、喫煙歴など
- **メタボリックシンドローム  
基準の該当判定**  
メタボリックシンドロームに当てはまるか
- **特定保健指導の対象基準の  
該当判定**  
保健指導の対象基準に当てはまるか

薬剤師と情報を共有するには

受付時に  
情報の利用の同意が必要です

<b>過去の情報を 利用いたします</b>
<small>過去の手術以外の診療・お薬情報を 当機関に提供することに同意し ますか。 この情報はあなたの診療や健康管 理のために使用します。</small>
<input type="button" value="同意しない"/>
<input type="button" value="同意する"/>

<b>(40歳以上対象) 過去の情報を 利用いたします</b>
<small>過去の健康情報を当機関に提供す ることに同意しますか。 この情報はあなたの診療や健康管 理のために使用します。</small>
<input type="button" value="同意しない・40歳未満"/>
<input type="button" value="同意する"/>

参考：厚生労働省HP